

第2回 鹿児島市宿泊税検討委員会

令和7年8月25日（月）16：00～17：00
ソーホーかごしまB・C会議室

鹿児島市観光戦略推進課



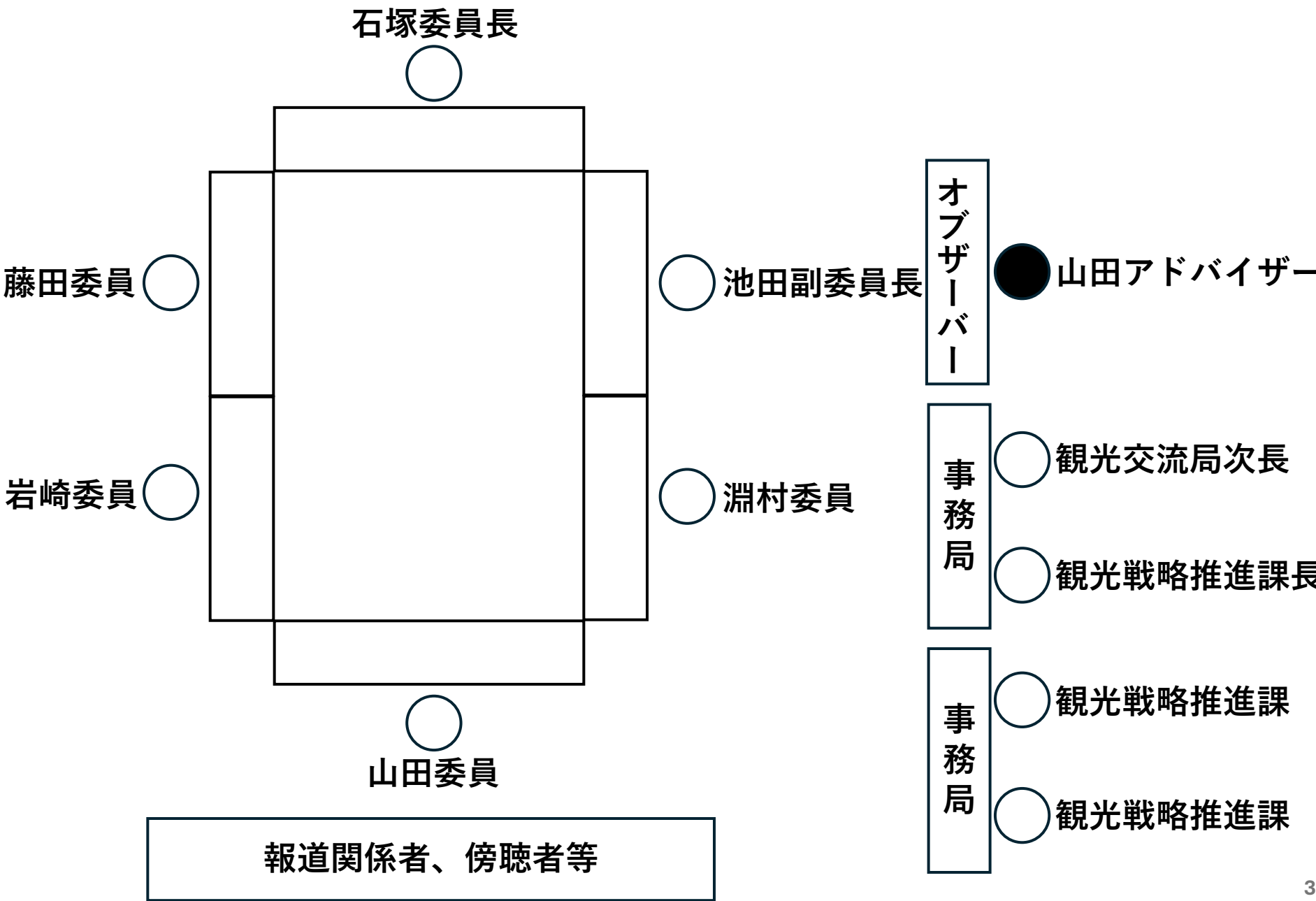
会次第

- 1 開会
- 2 第1回検討委員会の主な意見
- 3 議事
 - (1) 事例等を踏まえた制度設計(案)等について
- 4 その他
- 5 閉会

[目次]

会次第	P 2
座席表、委員名簿、鹿児島市宿泊税検討委員会設置要綱	P 3～5
第1回検討委員会の主な意見	P 7～8
事例等を踏まえた制度設計(案)等について	P 9～32
参考資料	P33～

座席表



委員名簿

所属・役職	氏名
鹿児島大学名誉教授[委員長]	石塚 孔信
鹿児島観光コンベンション協会専務理事[副委員長]	池田 哲也
鹿児島市ホテル旅館組合理事長	淵村 文一郎
日本旅行業協会鹿児島県支部鹿児島県地区委員会支部長	山田 聡
鹿児島商工会議所会頭	岩崎 芳太郎
九州経済研究所執行役員企画戦略部長	藤田 聖二

オブザーバー：鹿児島市観光未来戦略アドバイザー 山田 桂一郎

※敬称略

鹿児島市宿泊税検討委員会設置要綱

鹿児島市宿泊税検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 持続可能な観光地づくりに向け、新たな観光財源として、宿泊税について多様な視点から客観的に検討するため、鹿児島市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊税の検討に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等を代表する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（委員長等の職務）

第4条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、災害その他の事由により、副委員長、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。
- 4 オンラインによる方法等で会議に出席した委員等は、会議に出席したものとみなす。

（報償金）

第6条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、観光交流局観光戦略推進課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、観光交流局観光戦略推進課において処理する。

Ⅰ 第1回検討委員会の主な意見

1 第1回検討委員会の主な意見

[全般]

- ・ 宿泊事業者からも広く意見を伺いながら制度を取りまとめるべき
- ・ 分かりやすい、シンプルな制度にすべき
- ・ 市ホテル旅館組合以外の宿泊施設（民泊等）に対して、どのように周知し、納得してもらうかは大きな課題である

[導入目的（使途）]

- ・ 直接的な誘客促進に資する事業に活用してもらいたい
- ・ 既存事業への単なる財源の振替ということであれば認めがたい

[税率（税額）]

- ・ 税率については、定額制を導入すべきであるが、廉価である宿泊施設への宿泊客にとっては負担が大きいことが課題である
- ・ 宿泊税は「非住民による住民税」の考えから、定率制が望ましい
- ・ 具体的な税額を議論するため、税收シミュレーションの結果を提示すべき

[課税免除]

- ・ 県内客からも徴収するのか

[DMO関連]

- ・ 税收額の半分以上をDMOの財源として配分すべき
- ・ DMOにおいて財源不足は大きな課題の一つであり、宿泊税が導入されることで課題解決になるのではないかと期待している

Ⅱ 事例等を踏まえた制度設計(案)等について

1 制度設計（鹿児島市宿泊税検討委員会における制度案）

- (1) 導入目的（使途）
- (2) 課税客体・課税標準・納税義務者
- (3) 徴収方法・特別徴収義務者・申告納入期限
- (4) 税率（税額）
- (5) 免税点・課税免除
- (6) 特別徴収交付金
- (7) 課税期間（見直し期間）

2 関連事項（鹿児島市宿泊税検討委員会における意見案）

- (1) 宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用
- (2) システム等改修整備費用助成制度
- (3) 入湯税の改正

1 制度設計

(1) 導入目的（使途）

自治体名	導入目的（使途）
東京都	<u>国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
大阪府	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、 <u>都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
京都市	<u>国際文化観光都市としての魅力高め、観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
金沢市	<u>金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
倶知安町	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、 <u>地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
福岡県	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の <u>観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
福岡市	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な <u>観光の振興</u> に要する費用に充てるため
北九州市	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の <u>観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
長崎市	<u>都市の魅力高め</u> 、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、 <u>観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
ニセコ町	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる <u>癒しのリゾート地としての魅力高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
常滑市	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、 <u>まちの魅力を向上</u> させ続ける好循環を形成する費用に充てるため
熱海市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な <u>観光振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため

オンリーワンの魅力創出 ※宿泊税を活用した新規・拡充事業等			
施策項目	事業名	事業概要	自治体名
体験型観光の推進	都心部のリバーフロントを活かした賑わい創出事業	都心部の回遊性向上を図るため、春吉橋迂回路橋上広場での光のイベントや、那珂川や博多川での体験コンテンツの実証等を行う	福岡市
	高付加価値旅行の推進による誘客事業	福岡市の伝統文化に関するワークショップなど、通常体験できない付加価値の高い旅行商品を開発し、海外富裕層向け旅行会社に対してプロモーション等を行う	福岡市
観光拠点の再生・高付加価値化	海辺を活かした観光振興事業	海辺の魅力を有する志賀島・北崎エリアの観光周遊コースを形成するとともに、観光客を誘致するため、北崎周辺等の自然・食・文化等の魅力を発信する	福岡市
	街路樹等雪吊り魅力向上事業	まちなかの街路樹や公園等の樹木への雪吊りを拡充し、金沢らしい冬の魅力を創出する	金沢市
	金澤町家宿泊施設再生事業費補助	金澤町家の宿泊施設への再生・活用にかかる改修等に対し支援する	金沢市
ナイトタイムエコノミーの推進	夜の文化・エンタメ集客事業	観光客の夜間滞在等を促進するため、都心部でのイベントやライトアップを実施するほか、イベント等の開催状況と予約情報の一元的発信を行う	福岡市
	まちの風情を感じる夜間景観創出事業費	まちの風情を感じる夜間景観を創出するため、計画的に照明設備を整備する	金沢市
観光施設の魅力づくり	博物館リニューアル推進事業	文化観光の拠点としての機能向上等を目指し、博物館リニューアルに向けた事業者公募手続きや南側広場の改修を実施する	福岡市
	福岡城・鴻臚館における観光振興事業	夜間も楽しめるような福岡城内のライトアップの実証実施、城郭の雰囲気を感じられる装飾や石垣の見どころを解説する案内板の設置等に取り組む	福岡市

誘客促進 ※宿泊税を活用した新規・拡充事業等			
施策項目	事業名	事業概要	自治体名
MICEによる 誘客促進	MICE支援事業	都市のプレゼンス向上につながる国際会議やビジネス機会の創出につながる展示会など、質の高いMICE誘致強化に向けた助成金等の支援内容の充実に取り組む	福岡市
	MICE推進事業	京都の強みを活かしたMICE誘致強化を図る	京都市
	国内を代表するMICE拠点の形成	マリンメッセ福岡において、パブリックアート制作・設置によりおもてなし空間を創出するとともに、感染症対応などの視点を踏まえたMICE機能強化に向けた検討等を行う	福岡市
	文化財を活用した魅力ある観光資源の創出・発信	福岡市の歴史資源を磨き上げ、その魅力を市民や観光客等に発信することにより、地域活性化や観光振興につなげる	福岡市
	修学旅行による都市圏周遊の推進	市内に宿泊する修学旅行による周遊観光を推進するため、貸切バス代支援の拡充や情報発信の強化に取り組む	福岡市
	映像を通じた誘客促進事業	市内での映画やドラマ撮影を誘致するための補助制度を新設し、映像を通じた魅力発信による観光誘客に取り組む	福岡市
観光プロモーション	広域連携誘客事業	欧米豪等からの誘客を図るため、海外Webメディアを活用した情報発信や国内大型イベントの機会を捉えたPR等により、西日本・九州の自治体等と連携した、西のゴールデンルート等の取組みを推進する	福岡市
	観光地域づくり推進	長崎県や県内自治体等と連携し、広域での情報発信を行うとともに、OTAを活用することで観光商品等の情報発信、販売強化・消費拡大につなげる	長崎市
	金沢の庭園文化発信事業	多面的な価値を持つ歴史的庭園群を「金沢の庭園文化」と位置付け国内外に広く発信する	金沢市

受入体制の充実 ※宿泊税を活用した新規・拡充事業等

施策項目	事業名	事業概要	自治体名
世界標準の 受入体制の 充実	宿泊施設改修支援 事業費補助	宿泊者の利便性向上に資する旅館等の改修を支援する	金沢市
	観光と市民生活の調和 に向けたインバウンド 受入推進	インバウンドの受入におけるマナー啓発等の強化や、まちなかや公共交通 における混雑防止に向けた手ぶら観光の推進等を実施する	福岡市
	大阪駅・梅田駅周辺案 内表示整備事業費補助 金	多くの観光客が往来する大阪駅・梅田駅周辺エリアにおいて、共通ルール に基づく案内サイン等の整備に対し、補助金を交付する	大阪府
	食のユニバーサル対応 推進事業	訪日外国人の多様な食文化に対応するため、飲食店向けメニューの開発支 援によるヴィーガン対応店舗等の拡充に取り組むとともに、情報発信を行 い、誘客を図る	福岡市
	公衆トイレ環境の向上	観光客等の利便性向上のため、観光地周辺にあるトイレの建替え工事等を 実施する	福岡市
	観光客等の移動円滑化 施策の推進	観光・ビジネス客の利用が多い地下鉄駅において、移動円滑化やバリアフ リールートの充実を図るため、エレベーター等を設置する	福岡市
受入人材の 育成	通訳ガイドおもてなし 推進	外国人旅行者の多様なニーズに対応するため、地域通訳案内士の養成講座 を開催	金沢市
	ウェルカム大阪おもて なし事業費	大阪を訪れた外国人旅行者の困りごと（電車乗り換え、切符の購入等）の 解消などに府民が積極的に関わられるよう、府民向けのおもてなし講座を開 催するとともに、難波駅周辺に多言語観光ボランティアの配置等を実施	大阪府
観光案内 機能の強化	金沢中央観光案内所管 理運営	市中心部にて外国人窓口対応、当日宿泊予約の受付など充実した観光案内 を実施する	金沢市

導入自治体の傾向等

- ・ 導入自治体においては、都市の魅力を高め、観光振興を図るための体験型観光の推進など魅力創出やMICE誘致など誘客促進、宿泊施設の受入環境整備支援など受入体制の充実など優先度の高い新規・拡充事業等に要する費用に充てるために導入している。

▶ 上記を踏まえた、導入目的（使途）（案）

- 導入目的：持続可能な観光地づくりに向け、都市の魅力を高め、観光振興を図る施策（体験型観光の推進など魅力創出やMICE誘致など誘客促進、宿泊施設の受入環境整備支援など受入体制の充実など）に要する費用に充てるために導入する。
- 使途：以下のような優先度の高い新規・拡充事業等を想定している。

[使途の例示]

魅力創出	・ 自然、歴史・文化、食など鹿児島ならではの魅力を活用した体験型観光の推進 ・ 夜間・早朝の魅力創造などナイトタイムエコノミーの推進 ・ 観光施設の魅力づくりなど都市の魅力向上につながるハード事業 など
誘客促進	・ M I C E 誘致など直接的な観光需要の喚起策 など
受入体制の充実	・ 宿泊事業者による受入環境の充実や生産性向上等に向けた取組みへの支援 ・ 受入人材の育成や観光案内・二次交通の充実 ・ 食の多様性への対応やユニバーサルツーリズムの推進 など
その他	・ 宿泊税の賦課徴収に要する経費 など

(2) 課税客体・課税標準・納税義務者

自治体	課税客体	課税標準	納税義務者
東京都	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル・旅館	左記施設への宿泊数	左記施設への 宿泊者
大阪府	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル・旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） [大阪府、福岡県、北九州市] ・上記に加え、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）		
京都市		左記施設への宿泊料金	
金沢市			
倶知安町			
福岡県			
福岡市			
北九州市			
長崎市			
ニセコ町			
常滑市			
熱海市			

導入自治体の傾向等

- 東京都を除く全ての導入自治体において、課税客体はホテル・旅館、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為、倶知安町を除く全ての導入自治体において、課税標準は課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数、全ての導入自治体において、納税義務者は課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊者としている。
- ▶ 上記を踏まえた、課税客体等（案）
 - 課税客体：旅館業法に規定するホテル・旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）への宿泊行為
 - 課税標準：課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数
 - 納税義務者：課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊者

(3) 徴収方法・特別徴収義務者・申告納入期限

自体体	徴収方法	特別徴収義務者	申告納入期限
全ての導入自治体	特別徴収	宿泊事業者等	原則、毎月末日までに前月分を申告納入 ただし、一定の要件※を満たす場合は、 3か月ごとに申告納入可能

※特例制度を受けようとする前1年間（対象期間）の納入すべき宿泊税が市が定める金額以下であること
対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること
対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと など

導入自治体の傾向等

- 全ての導入自治体において、徴収方法は特別徴収、特別徴収義務者は宿泊事業者等、申告納入期限は毎月末日までに前月分を申告納入、ただし、一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納入を可能としている。
- ▶ 上記を踏まえた、徴収方法等（案）
 - 徴収方法：特別徴収
 - 特別徴収義務者：宿泊事業者等
 - 申告納入期限：原則、毎月末日までに前月分を申告納入
ただし、一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入可能

(4) 税率（税額）

定額制と定率制の特徴比較

	一律定額制	段階的定額制	定率制
税収へ影響がある要素	宿泊客数	宿泊客数 又は 宿泊料金	宿泊客数 又は 宿泊料金
観光客の負担	宿泊料金が、 ・ 低価格帯では負担大 ・ 高価格帯では負担小	定率制と比較すると宿泊料金が、 ・ 低価格帯では負担大 ・ 高価格帯では負担小 ※税率の境界層付近で負担が大きく異なる	宿泊単価に応じた負担
宿泊施設の税算出負担	負担小	負担大 〔宿泊料金の算出 税率構造が複雑〕	負担大 (宿泊料金及び税額の算出)
先行事例との親和性	4/12自治体 (福岡県、北九州市、常滑市、熱海市)	7/12自治体 (東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡市、長崎市、ニセコ町)	1/12自治体 (倶知安町)
税負担のイメージ			

東京都[段階的定額]	大阪府[段階的定額]	京都市[段階的定額]	金沢市[段階的定額]
1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円以上 1万5千円未満:100円 ② 1万5千円以上:200円	1人1泊について、宿泊料金が ① 7千円以上 1万5千円未満:100円 ② 1万5千円以上 2万円未満:200円 ③ 2万円以上:300円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満:200円 ② 2万円以上5万円未満:500円 ③ 5万円以上:1,000円	1人1泊について、宿泊料金が ① 5千円以上2万円未満:200円 ② 2万円以上:500円
倶知安町[定率]	福岡県[一律定額]	福岡市[段階的定額]	北九州市[一律定額]
宿泊料金の2%	1人1泊につき200円 ※福岡市、北九州市内の 宿泊施設は50円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満:200円 ② 2万円以上:500円 ※うち県税50円	1人1泊につき200円 ※うち県税50円
長崎市[段階的定額]	ニセコ町[段階的定額]	常滑市[一律定額]	熱海市[一律定額]
1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円未満:100円 ② 1万円以上2万円未満:200円 ③ 2万円以上:500円	1人1泊について、宿泊料金が ① 5,001円未満:100円 ② 5,001円以上 2万円未満:200円 ③ 2万円以上5万円未満:500円 ④ 5万円以上 10万円未満:1,000円 ⑤ 10万円以上:2,000円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円

導入自治体の傾向等
[一律定額制：4/12自治体
段階的定額制：7/12自治体
定率制：1/12自治体]

- 導入自治体のうち福岡県、北九州市などにおいて1人1泊につき200円（一律定額制）、東京都、大阪府などにおいて1人1泊の宿泊料金に応じた課税額（段階的定額制）、倶知安町において宿泊料金の2%（定率制）としている。
- 総務大臣の同意が得られており条例の施行が予定されている23自治体のうち15自治体は、特別徴収義務者の事務負担軽減や分かりやすいシンプルな制度とすることなどを考慮し、一律定額制としている。

▲上記を踏まえた、税率（税額）（案）

■税率（税額）：1人1泊につき200円（一律定額制）
[税収シミュレーション]
令和6年の本市延べ宿泊客数(4,020千人泊)に1人1泊につき200円を乗じて試算すると、**8億0千万円**

▶鹿児島市観光未来戦略アドバイザー（案）
■税率（税額）：宿泊料金の2～3%（定率制）

[参考①：導入自治体における宿泊料金別宿泊税額等]

宿泊料金	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
~5千円	0円	0円	200円	0円	~100円	200円	200円	200円	100円	100円	200円	200円
~7千円	0円	0円	200円	200円		200円	200円	200円	100円	200円	200円	200円
~1万円	0円	100円	200円	200円		200円	200円	200円	100円	200円	200円	200円
~1万5千円	100円	100円	200円	200円		200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
~2万円	200円	200円	200円	200円		200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
~5万円	200円	300円	500円	500円	~1,000円	200円	500円	200円	500円	500円	200円	200円
~10万円	200円	300円	1,000円	500円	~2,000円	200円	500円	200円	500円	1,000円	200円	200円
10万円~	200円	300円	1,000円	500円	2,000円~	200円	500円	200円	500円	2,000円	200円	200円
R5宿泊客数 (万人泊)	9,945	5,070	2,375	335	87 (年度計)	2,112	1,099	185 (実人数)	225 (実人数)	58 (年度計)	80	249 (R4年度)
R5税収額 (決算ベース)	44億円	25億円	52億円	10億円	4.4億円	17億円	28億円	3.8億円	3億円	1.6億円 (平年度)	2億円 (平年度)	6億円 (平年度)

[参考②：税率（税額）ごとの税収シミュレーション]

納税義務者数を令和6年の本市延べ宿泊客数（4,020千人）と仮定した場合

■一律定額制

100円	200円	300円
4億0千万円	8億0千万円	12億0千万円

■段階的定額制

-	備考
9億1千万円	金沢市パターン（5千円以上2万円未満:200円 2万円以上:500円）
6億9千万円	長崎市パターン（1万円未満:100円 1万円以上2万円未満:200円 2万円以上:500円）

■定率制

1%	2%	3%
4億2千万円	8億3千万円	12億5千万円

(5) 免税点・課税免除

- 免税点とは、1人1泊あたりの宿泊料金が定められた金額未満の場合に、宿泊税が課されない基準額のこと。
- 課税免除とは、特定の目的（修学旅行等）や利用者に限り、宿泊税の納税義務が免除されること。

[免税点・課税免除を設定するメリット・デメリット]

	メリット	デメリット
設定する場合	・ 免税点を設ける場合、廉価である宿泊施設へ宿泊する宿泊客の負担が減少する ・ 課税免除を設ける場合、一部の納税義務者（修学旅行生等）の負担が減少する	・ 税収が減少する ・ 公平性がない ・ 特別徴収義務者の新たな事務負担が生じる（対象者の確認、証明書類の受領など）
設定しない場合	・ 税収が減少しない ・ 公平性がある ・ 特別徴収義務者の新たな事務負担が生じない	・ 納税義務者の負担が変わらない

自治体	免税点	課税免除
東京都	1万円未満	なし
大阪府	7千円未満 ↓ 5千円未満 (R7.9.1~)	以下の機関・施設が行う修学旅行等に参加する幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者（※） ① 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ② 高等専修学校 ③ 保育所、幼保連携型認定こども園等 ※引率者…生徒等を引率する学校・保育所等の関係者や、介助を必要とする生徒の介助を行う看護師や保護者等を想定
京都市	なし	① 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者 ② 次に掲げる施設の満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。)に参加しているもの及びその引率者 ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 ウ 児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設

自治体	免税点	課税免除
金沢市	5千円未満	なし
倶知安町	なし	① 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの ② 学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校（前期課程を除く。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部及び小学部を除く。）、大学、高等専門学校若しくは学校教育法第124条で規定する専修学校の生徒又は学生で、倶知安町内で職場体験を行うもの
福岡県	なし	なし
福岡市	なし	なし
北九州市	なし	なし
長崎市	なし	① 修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ② 部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者
ニセコ町	なし	① 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加している者
常滑市	なし	なし
熱海市	なし	① 年齢12歳未満の者 ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加しているもの ③ 市長が災害などにより避難が必要と認めた者

導入自治体の傾向等 [免税点あり：3/12自治体 課税免除あり：6/12自治体]

- 導入自治体のうち東京都、大阪府及び金沢市において免税点を設けており、大阪府、京都市などにおいて修学旅行生など課税免除を設けている。
- 総務大臣の同意が得られており条例の施行が予定されている23自治体のうち21自治体は、修学旅行は教育活動の一環であり公益性があることなどを考慮し、修学旅行生等を課税免除としている。

▶上記を踏まえた、免税点等（案）

- 免税点：なし
- 課税免除：修学旅行生等

(6) 特別徴収交付金

東京都	大阪府	京都市	金沢市
納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※交付上限額100万円	① 全て納期内完納した場合 納入金額の2.5% ② 1か月でも納期内完納していない場合 納入金額の2.0% ③ 加算金を伴う増税更生又は決定処分を受けた場合 納入金額の1.0% ※導入後5年間は+0.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※交付上限額200万円	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% (さらに5年間延長)、 申告納入1月につき+1千円 ※交付上限額は、前期・後期 それぞれ50万円
倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市
① 全て納期内完納した場合 納入金額の2.5% ② 1か月でも納期内完納していない場合 納入金額の2.0% ③ 加算金を伴う増税更生又は決定処分を受けた場合 納入金額の1.0% ※導入後5年間は+0.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※導入度5年間は全ての申告を電子申告で行い、かつ、納入期限までに納入された場合は、さらに+0.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※導入度5年間は全ての申告を電子申告で行い、かつ、納入期限までに納入された場合は、さらに+0.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※導入度5年間は全ての申告を電子申告で行い、かつ、納入期限までに納入された場合は、さらに+0.5%
長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
納入金額の2.5% ※交付上限額50万円	納入金額の5.0%	納入金額の2.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5%

導入自治体の傾向等 [納入金額の2.5%:11/12自治体 納入金額の5.0%:1/12自治体 導入後特例措置有:9/12自治体]

- 全ての導入自治体において、特別徴収義務者の事務・経費負担軽減を図るため、納入した宿泊税額に応じて交付金を支給する制度(特別徴収交付金)を設けており、二セコ町を除く全ての導入自治体において、納入金額の2.5%としている。
- さらに、導入自治体のうち東京都や大阪府などにおいて、特例措置として導入後5年間は+0.5%としている。

▶**上記を踏まえた、特別徴収交付金(案)**

■特別徴収交付金：納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5%

(7) 課税期間（見直し期間）

自治体	課税期間（見直し期間）
東京都	条例施行後5年ごと
大阪府	条例施行後5年ごと
京都市	条例施行後5年ごと
金沢市	条例施行後5年ごと
倶知安町	条例施行後5年ごと
福岡県	条例施行後3年、その後5年ごと
福岡市	条例施行後3年、その後5年ごと
北九州市	条例施行後3年、その後5年ごと
長崎市	条例施行後3年ごと
ニセコ町	条例施行後5年ごと
常滑市	条例施行後3年、その後5年ごと
熱海市	条例施行後5年ごと

導入自治体の傾向等

[条例施行後5年ごと:7/12自治体 条例施行後3年、その後5年ごと:4/12自治体 条例施行後3年ごと:1/12自治体]

- 全ての導入自治体において、社会情勢の変化や財政需要、納税義務者の負担等を勘案して、条例施行後3～5年で見直しを行っている。

▶ 上記を踏まえた、課税期間（案）

■課税期間：条例施行後5年ごと

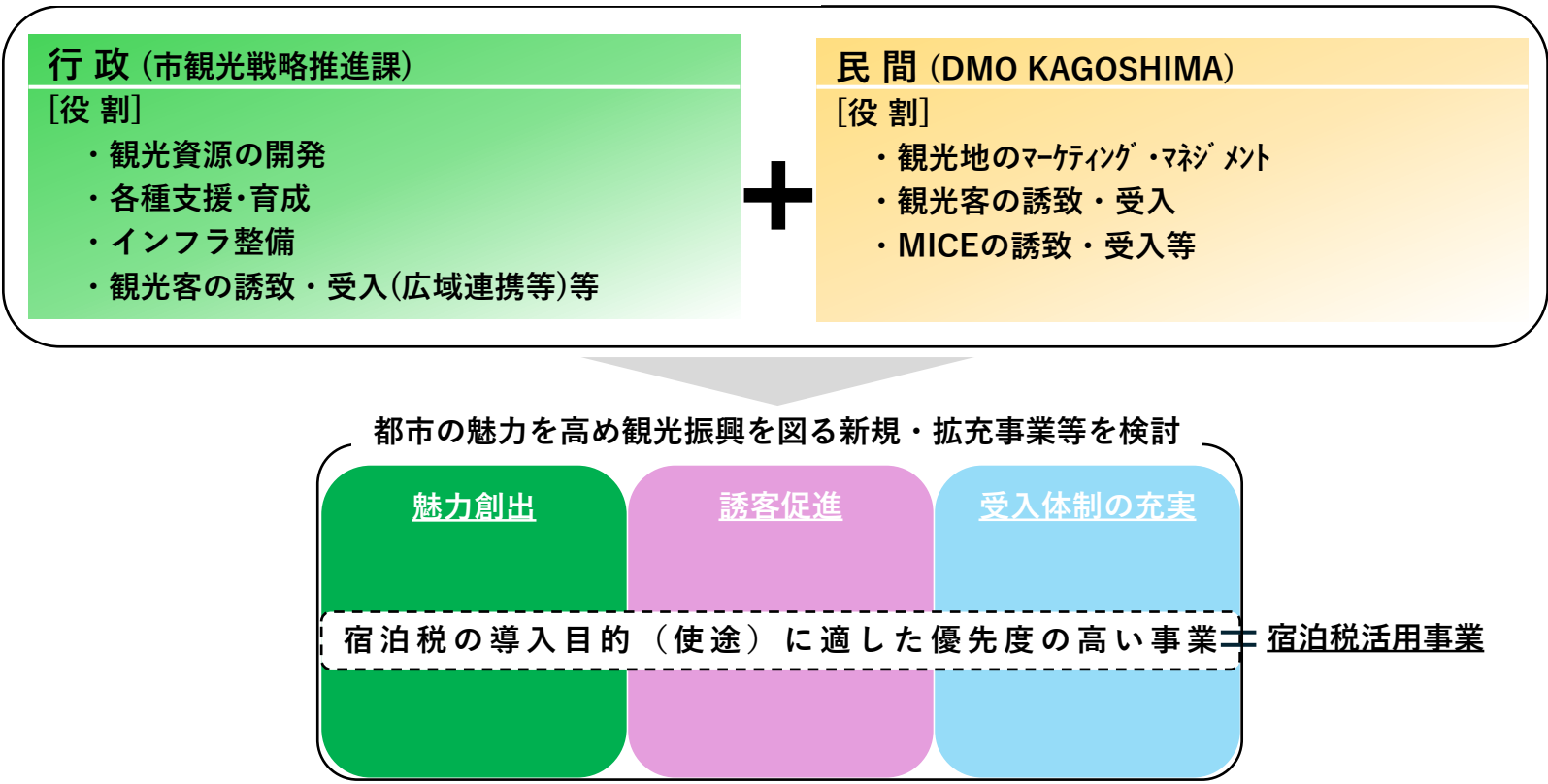
2 関連事項

(1) 宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用

導入自治体の傾向等

- 導入自治体において、宿泊税は導入目的（使途）に適した優先度の高い新規・拡充事業等に活用している。
 - そのうち登録DMOがある自治体においては、自治体の他にDMOにおいても、都市の魅力を高め観光振興を図る新規・拡充事業等について検討し、その中で、導入目的（使途）に適した優先度の高い事業に活用している。
- ▶ 上記を踏まえた、宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用に関する意見（案）
- 市の他にDMOにおいても、都市の魅力を高め観光振興を図る新規・拡充事業等について検討し、その中で、導入目的（使途）に適した優先度の高い事業については宿泊税を活用すべきである

<推進体制(イメージ)>



(2) システム等改修整備費用助成制度

	長崎市	常滑市	熱海市
補助対象経費	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費 [整備対象例] ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・PC、タブレット、プリンター ・POSレジ、宿泊税用券売機など	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修や新たなレジシステムの構築に係る費用、並びにハードウェア及びソフトウェア等の購入経費 [整備対象例] ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・PC、タブレット、プリンター ・POSレジ、宿泊税用券売機など	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入並びにその他宿泊税導入に伴い既存のパンフレット等の修正に係る経費 [整備対象例] ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・POSレジ、宿泊税用券売機 ・パンフレット等の修正に伴う印刷費など
補助率	1/2	50万円まで：10/10 50万円を超える部分：1/2	1/2
補助上限額	50万円	100万円	50万円
申請実績	39/200事業者（20％）	約20/40事業者（50％）	約60/360事業者（17％）

導入自治体の傾向等 [助成制度あり：3/12自治体]

- 導入自治体のうち長崎市、常滑市及び熱海市において、特別徴収義務者へ新たに発生するシステム等の整備費用に対し、助成制度を設けている。
 - 総務大臣の同意が得られており条例の施行が予定されている23自治体のうち17自治体は、特別徴収義務者の事務・経費負担軽減を図ることなどを考慮し、助成制度を設ける予定としている。
- ▶ 上記を踏まえた、システム等整備費用助成制度に関する意見（案）
- 助成制度を設けた方が望ましい
- （特別徴収義務者の事務・経費負担軽減が図られるほか、特別徴収義務者から理解を得られやすい）

(3) 入湯税の改正

自治体	改正内容	改正理由
福岡市	宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円 → 50円 日帰りの入湯客 1人1日あたり 50円 → 改正なし	納税義務者の負担軽減を図るため

導入自治体の傾向等 [改正あり：1/12自治体]

- 導入自治体のうち福岡市のみ宿泊税導入に伴い、入湯税を改正している。
- 上記以外の自治体が入湯税を改正しなかった主な理由としては、「入湯税と宿泊税は、導入目的（使途）、課税客体が異なるため」や「入湯行為は市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切であるため」などのようである。

▶ 上記を踏まえた、入湯税の改正の要否に関する意見（案）

■ 宿泊税導入に伴う、入湯税の改正は不要

[参考：入湯税と宿泊税の概要]

	入湯税（鹿児島市）	宿泊税
導入目的（使途）	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため	主に都市の魅力を高め、観光振興を図る施策等に要する費用に充てるため
課税客体	鉱泉浴場における入湯行為	宿泊施設への宿泊行為
課税免除	・ 15歳以下の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 高等学校の生徒で修学旅行中のもの など	・ 修学旅行生など
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者)	特別徴収(特別徴収義務者は宿泊事業者等)
申告納入	毎月末日までに前月分を申告納入	原則、毎月末日までに前月分を申告納入
税 率	入湯客 1 人 1 日あたり、 1 5 0 円	1 0 0 ～ 2 , 0 0 0 円程度

<まとめ>

基本的な考え方

- 特別徴収義務者の負担へ配慮し、理解を得られやすい制度とすること
- 特別徴収義務者と納税義務者の双方にとって、分かりやすいシンプルな制度とすること

[制度設計]

項目		制度案
(1)	導入目的(使途)	持続可能な観光地づくりに向け、都市の魅力を高め、観光振興を図る施策（体験型観光の推進など魅力創出やMICE誘致など誘客促進、宿泊施設の受入環境整備支援など受入体制の充実など優先度の高い新規・拡充事業等）に要する費用に充てるために導入する
(2)	課税客体 課税標準 納税義務者	課税客体：旅館業法に規定するホテル・旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）への宿泊行為 課税標準：課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数 納税義務者：課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊者
(3)	徴収方法 特別徴収義務者 申告納入期限	徴収方法：特別徴収 特別徴収義務者：宿泊事業者等 申告納入期限：原則、毎月末日までに前月分を申告納入 ただし、一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入可能
(4)	税率(税額)	1人1泊につき200円（一律定額制）
(5)	免税点・課税免除	免税点：なし 課税免除：修学旅行生
(6)	特別徴収交付金	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5%
(7)	課税期間 (見直し期間)	条例施行後5年ごと

[関連事項]

項目		意見案
(1)	導入目的(使途)に適した事業への活用	市の他にDMOにおいても、都市の魅力を高め観光振興を図る新規・拡充事業等について検討し、その中で、導入目的（使途）に適した優先度の高い事業については宿泊税を活用すべきである
(2)	システム等改修 整備費用助成制度	助成制度を設けた方が望ましい
(3)	入湯税の改正	宿泊税導入に伴う、入湯税の改正は不要

III 參考資料

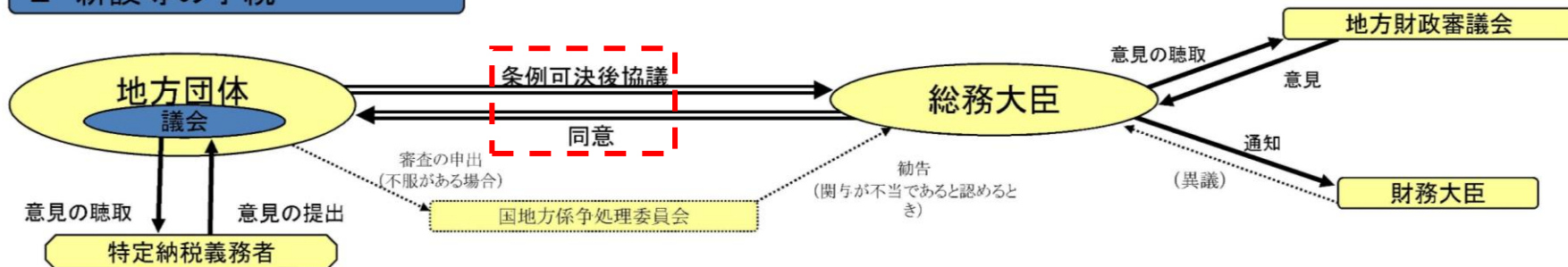
1 法定外税の新設等

1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

[出所：総務省ホームページ]

2 法定外税の検討に際しての留意事項

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得よう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

3 本市の観光に関する取組

